

## 学校飼育動物にかかる獣医師を活用するためのガイドラインについて

都教育委員会は、都内公立学校における学校飼育動物の適切な管理の促進を目指し、区市町村教育委員会と域内の学校が、公益社団法人東京都獣医師会（以下、「都獣医師会」とする。）との連携のもとに獣医師を活用していくためのガイドラインを作成する。

### ガイドライン概要

- 1 目的**
  - ・動物とのふれあいを通して、児童・生徒が動物愛護の精神の向上を図る。
  - ・動物由来感染症の防止など、安全で快適に学べる教育の場を提供する。
  - ・都内公立学校における動物飼育に関する教育に資するため、獣医師を活用していく。
- 2 実施主体**

各区市町村教育委員会が必要に応じて都獣医師会と委託契約する。
- 3 学校担当獣医師**

委託契約における学校担当獣医師は、都獣医師会が派遣する。
- 4 学校担当獣医師としての業務内容**
  - ・衛生管理指導    ・体験活動    ・その他の研修会事業
  - ・動物由来感染症発生時対応事業    ・埋葬事業

※上記事業から、各区市町村教育委員会が選択し、実施する。
- 5 委託にかかる経費**

区市町村教育委員会が、都獣医師会と協議の上、決定する。

### ●東京都獣医師会の要望と対応の状況

都獣医師会の要望	東京都の対応
学校獣医師の制定	ガイドラインの中で、区市町村教育委員会や域内の学校を担当する獣医師を「学校担当獣医師」としている。
相談・診療等にかかる適切な費用負担と予算措置	ガイドラインにもとづいた委託契約により、学校飼育動物にかかる適切な費用負担と予算措置が図られる。
死体埋葬料の補助	ガイドラインにおいて、学校担当獣医師の業務内容の一つとして、「埋葬事業」を挙げている。

【担当】教育庁地域教育支援部  
健康教育担当 鈴木  
電話 03-5320-7492  
都庁内線 53-311

## 学校飼育動物にかかる獣医師を活用するためのガイドライン

### 1 目的

学習指導要領では、子供たちが動植物に直接関わる教育活動の充実を図っていくことで、自他の生命を尊重する心や生命に対する畏敬の念などを育てることが求められている。そのため、児童・生徒が動物とのふれあいを通して動物愛護の精神の向上を図るとともに、動物由来感染症の防止など、安全で快適に学べる教育の場を提供することが望まれる。東京都教育委員会は、都公立学校における動物飼育に関する教育に資するため、区市町村教育委員会と域内の学校が公益社団法人東京都獣医師会（以下「都獣医師会」という。）との連携のもとに獣医師を活用していくためのガイドラインを作成する。

### 2 実施主体

学校設置者である区市町村教育委員会が必要に応じて都獣医師会と委託契約して実施する。

### 3 学校担当獣医師

- (1) 学校担当獣医師とは、各区市町村教育委員会と都獣医師会の委託契約の中で4にあげる業務等を行う獣医師である。
- (2) 学校担当獣医師は、都獣医師会が派遣する。

### 4 学校担当獣医師としての業務内容

学校担当獣医師は次の各号に掲げる業務を実施するものとする。

なお、各区市町村教育委員会は各地区の方針・実情等に合わせて選択のうえ、実施するものとする。

#### (1) 衛生管理指導

対象の学校に飼育動物の衛生管理指導等を行い、動物由来感染症防止対策（飼育動物の健康診断、飼育管理指導）を行うとともに、必要な治療を行う。

#### (2) 体験活動

「ふれあい体験活動」を行い、動物愛護の啓発と学校授業への協力を行う。

#### (3) その他の研修会事業

本事業を普及し、動物の正しい飼育方法や愛護思想の普及を図るため、区市町村教育委員会や学校で行う講習会等の関係事業への協力を行う。

#### (4) 動物由来感染症発生時対応事業

重大な動物由来感染症（鳥インフルエンザなど）の発生時における対象の学校飼育動物の適正処理を行う。

#### (5) 埋葬事業

児童・生徒への生命の教育のため、学校飼育動物が死んだ際に必要に応じて、埋葬の処理をする。その際、都獣医師会は遺体の検案を実施し、埋葬場所を準備する。

## 5 委託にかかる経費

区市町村教育委員会は上記4の委託事業を実施する場合は、各地区の方針等を踏まえ、都獣医師会と協議の上、決定する。

## 6 その他

その他、業務の円滑な実施のために必要な事項については、各区市町村教育委員会が各地区の方針等を踏まえ、都獣医師会と協議して決定すること。